

「上限価格方式の運用に関する研究会」の公開について(案)

1 第7回以降の会議及び会議で使用した資料について

本研究会においては、NTT東日本・西日本から提出された経営情報を基に分析を行う予定であり、これらの経営情報には詳細な費用構造や収益構造等が含まれ、これを公にすることはNTT東日本・西日本の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、第7回以降の会議及び会議で使用した資料は、原則として非公開とする。

2 議事要旨について

(1) 取扱い

研究会の議事要旨については、上記観点に留意しつつ、原則として公開とする。

ただし、事業者の経営上の機密に関する情報等座長が必要と認めたものについては、非公開とする。

(2) 公開方法

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課で一般の閲覧に供し、また、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。

3 報告書について

(1) 取扱い

研究会の報告書については、公開とする。

(2) 公開方法

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課で一般の閲覧に供し、また、インターネット上の総務省ホームページに掲載する。